、「組合員期間	、「旧国共済施行日前期間		
第七十七条第一項及び第二項中「組合員期間の	第七十七条第二項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間」（以下「旧国家公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数を合算した		
第八十二条第一項中「組合員期間の	「旧国家公務員共済組合員期間の月数を合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十二条第一項中「旧国家公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数を合算した		
月数を組合員期間	月数を旧国共済施行日前期間		
第八十九条第一項第一号イ中「組合員期間の	第八十九条第一項第一号イ中「旧国家公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数を合算した		
同号ロ中「組合員期間	同号ロ中「旧国家公務員共済組合員期間が」とあるのは「基準日後組合員期間が」と「旧国家公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数		
法による年金である給付の額	改正前国共済法による職域加算額		
従前額改定率を乗じて得た金額に	従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額に	平成十二年改正法附則第十二条第一項	平成十二年改正法附則第十二条第一項第一号
組合員期間	旧国共済施行日前期間		
第七十七条第一項及び第二項	第七十七条第二項		
組合員期間	旧国共済施行日前期間	平成十二年改正法附則第十二条第一項第二号	
として法	としてなお効力を有する改正前国共済法		
第七十七条第一項及び第二項	第七十七条第二項		
から第三項まで、附則第十二条の二第二項及び第三項並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法	及び第三項並びになお効力を有する改正前昭和六十年改正法		

組合員期間	、法	附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定（法附則第十二条の四の三項、第十一項及び第十二条の七の二第二項、第十二条の四第二項及び第十二条の八第三項	昭和六十年改正法	、「組合員期間	平成十二年改正法附則第十二条第二項
旧国共済施行日前期間	、なお効力を有する改正前国共済法	附則第十二条の八第三項	なお効力を有する改正前昭和六十年改正法	、旧国共済施行日前期間	
第七十七条第二項及び第三項	第七十七条第二項				
係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用する	係る	平成十二年改正法附則第十二条第五項			
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）第二条	同法第二条				
旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）を合算した期間をいう。以下同じ。）の計算	組合員期間の計算	平成十二年改正法附則第十二条第六項			
改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率（以下「再評価率」という。）	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（以下「再評価率」という。）の月数				
掲げる率」と、「組合員期間	掲げる率」と、「旧国共済施行日前期間				